

ご安全にニュース

平成30年 冬号

編集・発行 (株)辻安全サービスセンター

創刊 1980年(昭和55年)年4回 春、夏、秋、冬

facebook (会社) facebook.com/tsujianzen

facebook (個人) facebook.com/taro.tsuji2

Ameba (ブログ) ameblo.jp/anzenya/

twitter (ツイッター) twitter.com/tsujianzen

①	年末年始無災害運動 	中央労働災害防止協会
②	傾聴・調整力・心理学とメンタルヘルス (社)日本産業カウセンラー協会	
③	フルハーネスの取組み・連絡事項 オールアイシン安全衛生協議会	
④	安全衛生協議会の設立・運営・活性化 安全コンサルタントの仕事	
⑤	経営者・使用者・労働者の義務と信頼 教育の責任と権利	
⑥	安心・安全はすべてに優先する 建前と本音の3大ルール	
⑦	プロの条件・特別教育の資格一覧表(建設業) 特別教育は事業主が行う義務(安・衛・法)	



年末年始無災害運動

平成30年死傷者数が急増 厚生労働省が対策推進を要請

主唱：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

年末年始無災害運動

みんなで感謝の総点検
笑顔で迎える
年末年始

平成30年度年末年始無災害運動標語



2018

12/15 → 1/15

2019

中央労働災害防止協会

(中災防)

※お問い合わせは総務部 広報課

全ての働く人々に安全・健康を ~Safe Work , Safe Life~

JISHA 中災防

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 [TEL] 03-3452-6449 [FAX] 03-3453-8034
【ホームページ】 <http://www.jisha.or.jp/> [E-mail] koho@jisha.or.jp

年末年始の災害防止を徹底しよう!

年末年始は何かとあわただしく、生活のリズムも変わりやすい時期です。安全で健康に年末を締めくくり、新たな年をスタートできるよう安全衛生活動のポイントをいくつか紹介します。

非定常作業時の災害を防ぐ!

年末年始は、大掃除などで一斉に設備を停止した上で点検や修理を行うなど、通常とは違った非定常作業が多くなります。特に「はさまれ・巻き込まれ」災害を防止しましょう。

事前準備

作業計画書の作成、作業の手順・方法の決定、必要な資格の確認。これらを協力会社や安全衛生担当部門など関係者が事前にリスクアセスメントも実施し調整。

作業開始前ミーティング

作業の進め方、合図の方法、禁止事項など確認。残留リスクや危険予知実施に基づくリスク情報の確認と共有。必要な保護具の着用・確認。



① 起動スイッチ等に施錠。複数人で作業する際は、複数の錠で施錠し、各作業者が自分のキーを持つ=ロックアウト。

② 暗い場所は補助照明などにより、適正な照度を保つ。

③ 動力を遮断し（電源を切り）、機械設備を完全に停止させ、操作盤等の近くに「点検中のため起動厳禁」などの表示をする。

④ チェックリストなどを使って漏れなく点検。指差し呼称で手順や安全の状態などを確認。

作業中に不測の事態が生じたら、作業を中断し、作業指揮者に報告。

合図は大きな声でハッキリと決められた方法で。

作業が終了したら…

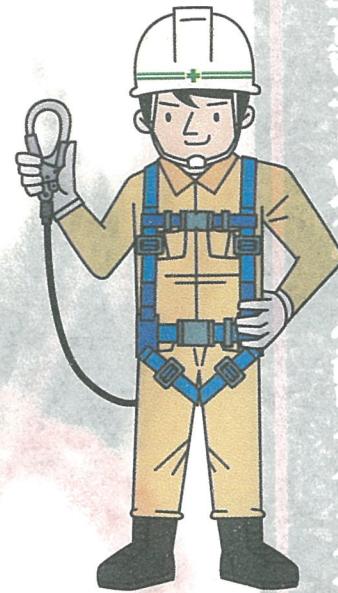
- ・作業のため無効にした安全装置、取り外した安全カバーなどは、元に戻す。
- ・作業場を整理・整頓。

・ヒヤリ・ハット情報などがあれば、作業指揮者に報告。

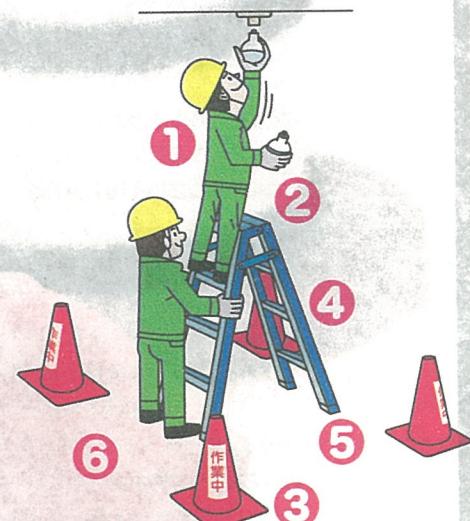
保護具の点検・整備の徹底

2019年2月1日より、墜落制止用器具（安全帯）は「フルハーネス型」を使用することが原則となります。フルハーネス型墜落制止用器具の整備を進めましょう。

年末年始は、今使っている保護具等の点検をしっかり行い、不具合がないかなどをチェックしましょう。



脚立作業のポイント



① 天板の上に乗らない。・脚立にまたがらない。
・物を持ちながら昇降しない。

② 天板から2段目以下で作業し、足を軽く開いて、足や腰を軽く天板に当てるとき安定する。

③ 周囲に「作業中」などの注意喚起の表示をする。

④ 脚立は原則として、2m未満のものを使う。

⑤ 脚部に滑り止めの付いている脚立を使用し、開き止め金具を確実にロックする。

⑥ 水平で段差のない、安定した箇所に設置する。

冬季の安全運転

交通事故の死者数、発生件数、負傷者数は年の後半に多くなる傾向にあり、いずれもピークは12月となっています。

冬季の運転のポイント、例えば…

■出発前の準備

- ・目的方面の交通情報や降雪等気象情報を収集。
- ・タイヤの磨耗状態、燃料の補給、タイヤチェーンの使い方を事前に確認。冬用タイヤでも走行困難なことがあるため、タイヤチェーンは必ず携行する。

■「急」のつく運転を避ける

- ・急ハンドル／急ブレーキ／急発進などはスピンやスリップの原因。

■凍結しやすい場所に注意

- ・橋の上、日の当たらない道路、交差点やカーブの手前などは凍結しやすいので、あらかじめスピードを落として徐行運転をする。



転倒災害の防止のために

労働災害の原因で最も多い「転倒」です。*

転倒災害を防ぐため、職場に危険な箇所がないか、通路の安全が確保されているか、チェックしましょう。



例えば…

- 道路や通路に雪や凍結した箇所がないか
- 床や通路の凸凹は補修または保護カバーをしているか
- 階段の滑り止めは外れていないか
- 通路や出入り口、曲がり角、エレベーター前、階段などに物が置かれていないか
- 床のゴミ、油、水をすぐ拭き取るようにしているか
- 床をうコード類にカバーが付いているか
- 安全な踏み台、はしご、脚立は整備されているか
- スイッチ、消火器、非常口の前に物が置かれていないか
- 物のはみ出しや頭上に障害物はないか

*平成29年の統計。厚生労働省「労働者死傷病報告」より。

「年末年始無災害運動」関連

中災防図書・用品



用 品



図 書



ご購入はこちら

<http://www.jisha.or.jp/order/index.php>
TEL 03-3452-6401 FAX 03-3452-2480

平成30年度 年末年始無災害運動実施要領

① 趣旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取組促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年で48回目を迎える。

わが国の労働災害は、長期的には減少傾向をたどっているものの、少子・高齢化の進展や産業・就業構造の変化などを背景に増加の動きが目立ち始め、平成29年は死傷者数、死亡者数とも前年を上回った。平成30年(8月末現在)は、死亡者数こそ前年を下回っているが、死傷者数は前年同期比約7%増で推移するなど、予断を許さない状況にある。こうした状況を踏まえ、厚生労働省は9月、労働災害防止団体や業界団体に対し、下半期の労働災害防止対策の推進を要請した。

死傷災害で目立つのは「転倒」「墜落・転落」「動作の反動・無理な動作(腰痛等)」の増加である。特に、転倒災害は前年同期に比べ3,000人・20%と大幅に増えており、高齢労働者が増える今後の動向が懸念される。高齢者が安心・安全に働く職場は、若者や女性、障害者等にとっても働きやすい職場といえる。ハード・ソフト両面から安全対策を再確認し、災害を未然に防ぎたい。

健康面では、過重労働等による健康障害、過労死などが深刻な社会問題となる中、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を重視した「働き方改革」の推進が求められている。また、毎年1,000件以上の製造・輸入届出がある化学物質については、規制対象物質にとどまらず、危険有害性が不明な化学物質を含めて、ばく露低減措置と教育の徹底が必要である。

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者双方が改めて安全衛生意識を高め、経営トップの強い決意のもとで安全衛生活動の総点検を行い、安全衛生管理体制の見直し、安全衛生教育の徹底を図ることが重要となる。

とりわけ、年末年始は慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・始動等の作業が多くなるほか、積雪や凍結による転倒等の危険が増す。各事業場においては、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業における安全確認の徹底、保護具等の点検の実施、転倒等への注意喚起、労働者の健康状態の確認など、職場の総点検に全員で取り組むことが一層重要となる。さらに、平成31年2月から義務化される高所作業におけるフルハーネス型墜落制止用器具(安全帯)の整備なども併せて進めたい。

このような状況を踏まえ、本年度の年末年始無災害運動は、

「みんなで感謝の総点検

笑顔で迎える 年末年始

を標語として展開することとする。

② 実施期間

平成30年12月15日から平成31年1月15日までとする。

③ 運動標語

「みんなで感謝の総点検 笑顔で迎える 年末年始」

④ 主唱者

中央労働災害防止協会

⑤ 後援

厚生労働省

⑥ 実施者

各事業場

⑦ 主唱者の実施事項

- ① 機関誌、ホームページ等を通じての広報
- ② 報道機関等を通じての周知
- ③ リーフレット等の制作および配布
- ④ 小冊子、ポスター、のぼり等の頒布

⑧ 事業場の実施事項

- ① 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- ② リスクアセスメントおよび労働安全衛生マネジメントシステムの導入・定着
- ③ KY(危険予知)活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- ④ 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- ⑤ 安全保護具・労働衛生保護具の点検と整備
- ⑥ フルハーネス型墜落制止用器具(安全帯)着用の義務化を見据えた用具の確認
- ⑦ 転倒、墜落・転落、はざまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- ⑧ 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- ⑨ 交通労働災害防止対策の推進
- ⑩ 安全衛生パトロールの実施
- ⑪ 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- ⑫ 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底
- ⑬ 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- ⑭ 過重労働をしない・させない職場環境づくり
- ⑮ 健康的な生活習慣(睡眠、飲酒)に関する健康指導の実施
- ⑯ インフルエンザ等の感染症予防対策の徹底
- ⑰ 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
- ⑱ 安全衛生旗の掲揚および年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- ⑲ その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

無料

最新の安全衛生情報を配信!
中災防メルマガ会員募集中

詳しくは 中災防メールマガジン

検索

賛助会員募集中!

研修会割引、定期刊行物・週間見本品の送付、専用サイトの利用

年度

産業カウンセラー 養成通信講座

[教育訓練給付制度一般教育訓練指定講座]

「聴くこと」を基本に、人を支えるチカラをつける。

傾聴

傾聴とは「話し手の語ることをそのまま受け容れ、話し手と同じように感じながら話を聴いていく」こと。すべてのカウンセリングの基本であり、キャリア・カウンセリングやコーチングにも不可欠な能力です。

調整力

産業カウンセラーの支援対象は「個人」と「組織」です。職場等で問題にどう向き合い、どう働きかければよいのか、コーディネートする力を身につけます。人間関係の構築・改善や、顧客・取引先との信頼関係づくりにも役立ちます。

心理学と

メンタルヘルス対策

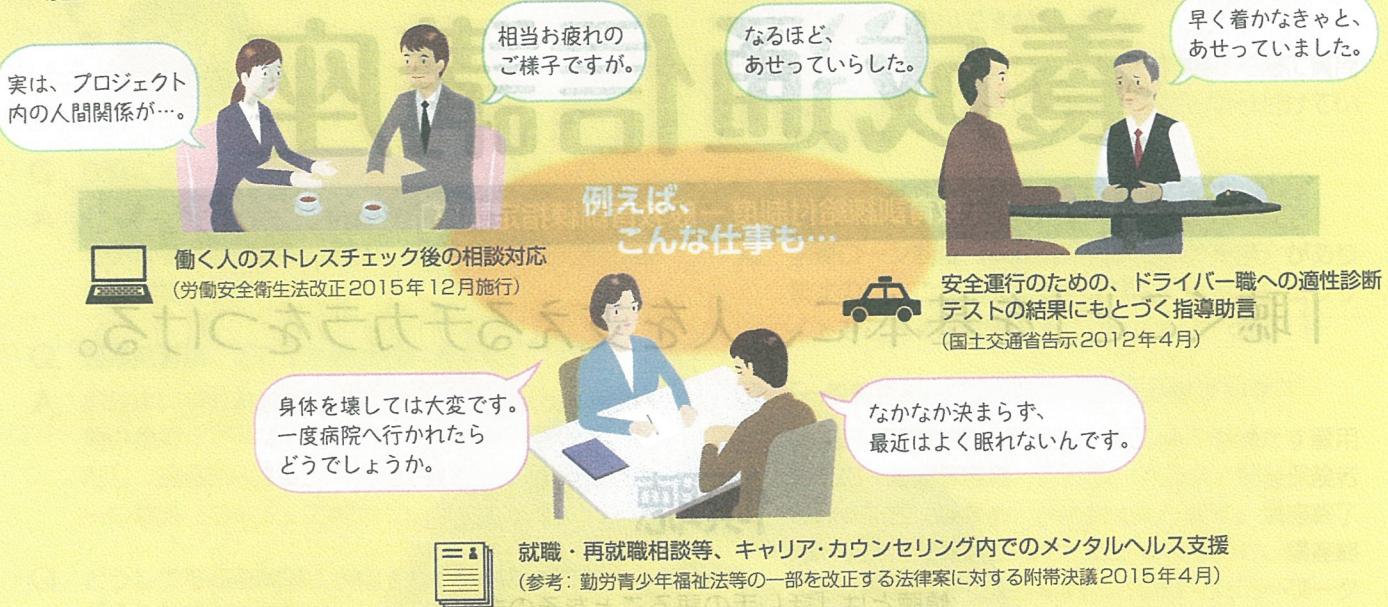
心理学を学ぶことは、自分自身への理解、他者への理解を深めます。ストレス・疾病に関する知識は、自分を守ることや周囲へのケアに活用できます。どちらも今、社会的ニーズが高まっています。

一般社団法人 日本産業カウンセラー協会

産業カウンセラーは、ストレスチェック制度実施をサポートします。

専門分野から日常生活まで。 今、社会に求められている産業カウンセラー。

産業カウンセラーは、カウンセリングルーム（相談室）の中で話を聞くだけではない「現場で行動するカウンセラー」です。その活躍の場は多岐に渡り、産業、労働の現状に通じたプロフェッショナルな援助者として、国や自治体、企業等から専門的な役割を期待されています。また、カウンセリングの基本スキルである「傾聴」は、ビジネスや日常のさまざまな場面で広く必要とされています。



他にも、産業カウンセラーのチカラは、さまざまな場面で活用されています。

職場

医療・介護

教育

地域社会

家庭

など

産業カウンセラー養成通信講座の特徴

**カウンセリング実習(面接実習)を重視。
実践力が身につく通信講座です。**

学習内容

カウンセラーとしての基礎から実務知識まで、漏れなく学べる独自プログラム。

●「傾聴」の態度・技法を徹底的に学ぶ
小グループに分かれ、カウンセラー役・相談者役を体験します。傾聴を基本に問題解決へといたる援助の過程（カウンセリング・プロセス）を学習します。

●産業現場で必要な専門知識を学ぶ
理論科目では、カウンセリングの理論はもちろん、産業カウンセラーの役割、職場のメンタルヘルスや産業・組織の心理学、労働関係の法規等も学びます。

学習スタイル

面接実習はスクーリングでしっかりと、理論学習は自分のペースでじっくり。

●面接実習

主に土曜・日曜に開講します。15~16日間（104時間）のスクーリングと、課題レポート3課題の提出があります。

●理論学習

在宅学習になります。

テキストを読み、添削問題の提出がありま



開催地＆実習グループ

スクーリングは全国開催。共に学び、励ましあえる仲間のできる喜びも。

面接実習は、北海道から沖縄まで全国各地で開催されます。開催地ごとに実習グループが設定され、講座中を通して一緒に学びます。開催地は裏面をご確認ください。



産業カウンセラーになって ～あなたのSTORYはありますか？～

『答えはクライエントの中にある』 人事職 40代 女性

昔の上司から、「きっと向いていると思う」と頂いたパンフレットがきっかけでした。メンタル休業者の復職支援に関わる中で自身のスキルに不足感を覚えていたこともあり、申込み開始を待ち望んだのを覚えています。

実技トレーニングを積み重ねていく中で、これまでの自分のやり方では限界があること、何より「答えはクライエントの中にある」と実感できたことが大きな収穫でした。プロセスを学ぶことで実践に繋がったと思います。「誰でも自己成長する力を持っている(私も)」と信じ、今日も心の声に耳を傾けています。

『身近になった傾聴』 健康保険管理職 60代 男性

企業の健康管理室でメンタルヘルス対応の支援をしています。講座に通う当初は全くクライエントの感情を感じる事が出来ず、正直に言って「こんなことをやっても効果はないんじゃない」と思う時がありました。

2ヶ月後には、グループの仲間と何となく気持ちが通じるようになって、ようやく泣けるようになります。それからはクライエント役が楽しみになりました(自分が人前で泣けるなんて不思議)。

傾聴はまだまだですが、泣いた自分を思うとメンタル不調の人には少しは自然に接することが出来るような気持ちになります。人に寄り添うことの難しさを改めて考えさせてくれた講座でした。

『講座修了後も研修が充実している』 保健師 40代 女性

受講の目的は、傾聴のトレーニングです。面談の後これでよかつたのかと常に思っていたので実技指導を受けたかったのが、受講のきっかけです。受講してよかつたことは、一つ目は、聞いてもらえたなら、こんなに心が癒されるという実感を持てたこと。二つ目は、基礎講座修了後も研修が充実していること。三つ目は、信頼しあいを研鑽し合える仲間ができたことです。仲間の存在は今でも心の支えになっています。

今ももちろん悩みながらではありますが、常に研鑽できる場を持てることは自分にとって大切な財産になっています。

『傾聴を体験して欲しい』 営業職 40代 男性

きっかけは、「営業スキルを上げたくて…」という思いからでした。営業職として、何かスキルアップ出来ないかと悩んでいた時に、この講座に出会いました。体験型の講座では、カウンセラー役・クライエント役を通じて、傾聴というモノを肌で感じ、体感する事により、価値観がガラッと変わるような衝撃を受けます！！

とても言葉では伝えきれず、体験した人しか分からないのが残念ですが…今では、講座で学んだ傾聴力を生かし、仕事以外でもより深い人間関係を築き、充実した生活を送っています。

すべては、「傾聴」です、ぜひ体験してみてください。

『IT技術者に幸せを』 IT技術者 40代 男性

IT業界は労働環境が厳しく、メンタル不調になる方が多いです。私も相談室のドアを叩き、悩みを聞いてもらいました。それが産業カウンセラーとの出会いです。その出会いは衝撃で、翌日には養成講座に申し込みました。講座での人間らしい触れ合いを通じ、自分や組織に欠けているものが見つかりました。

資格取得後はカウンセリングマインドを持ったITエンジニアを増やしたいと思い、活動を始めました。カウンセリングなんて何の役に立つの?と疑問を持っていた人が必要性に気づき、詳しく知りたいと言われる時が嬉しい瞬間です。「すべてのIT技術者が幸せになりますように」そんな想いで私は活動しています。

『自分自身と向き合い、相手を尊重する』 カウンセラー 30代 女性

以前は営業職として働いていました。将来、相談業務に携わるためにカウンセリングスキルを学びたいと模索していたところ、養成講座を勧められたことがきっかけです。

緊張しながら臨んだ面接実習では、失敗の連続で落ち込むことも多々ありました。その度に周囲から温かい言葉を頂き、支えられたことを今でも思い出します。基本中の基本である「傾聴」を学ぶだけでなく「自分自身と向き合い、相手も尊重する」大切さを私は強く実感しました。

受講目的やきっかけは人それぞれですが、必ず何かを収穫することができる、そんな講座であることを皆さんに伝えたいです。

※受講資格:学歴を問わず、満20歳以上の方。初めて心理学やカウンセリングを学ぶ方を対象としています。

私たち産業カウンセラーは…

- 創立から55年の歴史を持つ、日本で最大規模のカウンセラー集団です。
- 「働く人の電話相談室」や介護施設等での「傾聴ボランティア」、南海トラフ地震対策中部圏戦略会議の構成員として防災対策へ参画する等、社会貢献活動を積極的に行ってています。
- キャリアコンサルタント国家試験の受験資格を取得できる講座を開催しています。
- カウンセリングスキル向上のためのセミナー開催等、資格取得後のキャリア形成を支援しています。
- 企業でのストレスチェック対策やハラスマント対策等、新しい課題にも対応しています。

**産業カウンセラーは、
ストレスチェック制度実施を
サポートします。**

各支部へお問い合わせください。

- ① ストレスチェック制度の構築
- ② 高ストレス者の選定における補足的面談
- ③ 労働者からの相談対応
- ④ 集団分析結果に基づく職場改善にかかる助言

(厚生労働省「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講すべき措置に関する指針」より)



Q. 受講にあたって条件や資格はありますか？

A. 初めて心理学やカウンセリングを学ぶ方を対象としています。学歴等を問わず、満20歳以上であれば受講可能です。

Q. 面接実習は、どこでも受けられますか？

A. お住まいや勤務先の近くなど、ご都合のよい開催地の教室（コース）を選択することができます。ただし、遠隔地へ転勤される場合を除き、全日程を同一の教室（コース）で受けていただきます。

**Q. どうしても面接実習に出席できない日があります。
どうしたらいいですか？**

A. やむを得ず欠席し修了条件を満たせなくなった場合、4日（24時間）を限度に補講を受けることによって、その受講時間を出席時間に当てることができます。ただし、補講料は別途必要となりますので、ご留意ください。

**Q. 理論科目の内容について質問をしたいときは
どうすればいいですか？**

A. 理論学習の内容については、提出課題と一緒に質問用紙をお送りください。メール等でも受け付けています。

Q. 受講料の分割支払いは可能ですか？

A. 学費ローン制度（株式会社セディナと提携）がありますので、ご利用ください。詳しくは協会ウェブサイトをご覧ください。

Q. 「一般教育訓練給付金」は受けられますか？

A. 「一般教育訓練給付金」は、一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）または一般被保険者であった方（離職者）が対象となります。講座終了時に申請に必要な書類をお渡ししますので、講座終了日の翌日から1か月以内にご自身でハローワークへ申請してください。

**Q. 資格取得後、カウンセラーの仕事を紹介して
もらえますか？**

A. 当協会では「無料職業紹介事業」を行っています。ただし、求人情報には限りがありますことをご承知ください。

【お申込受付期間】

【お申込受付期間】

年度

産業カウンセラー養成通信講座

●お申込開始：

年月日～年月日

●お問い合わせ・お申込先：

一般社団法人日本産業カウンセラー協会 各支部

（面接実習開催地によります）

●受講料：226,800円（教材費、税込）

*学費ローン制度もあります

※面接実習の日程は各支部発行の募集要項でご確認ください。

カウンセリング実習(面接実習)開催予定地

【北海道】札幌

北海道支部 ☎ 011-209-7000

【東京】

代々木、日本橋、池袋、品川、立川

東京支部 ☎ 03-6434-9130

【中国】岡山、広島、鳥取、松江、山口

中国支部 ☎ 086-224-4050

【東北】盛岡、仙台

東北支部 ☎ 022-715-8114

【神奈川】横浜

神奈川支部 ☎ 045-264-9521

【四国】愛媛

四国支部 ☎ 089-968-2800

【上信越】高崎、長野、新潟

上信越支部 ☎ 027-365-2575

【中部】静岡、名古屋、三重、北陸

中部支部 ☎ 052-618-7830

【九州】福岡、佐世保、熊本、宮崎、鹿児島

九州支部 ☎ 092-434-4433

【栃木・埼玉】小山、宇都宮、浦和

北関東支部 ☎ 048-823-7801

【関西】大阪、滋賀、和歌山、姫路

関西支部 ☎ 06-4963-2357

【沖縄】浦添

沖縄支部 ☎ 098-975-6061

【茨城・千葉】水戸、つくば、柏、千葉

東関東支部 ☎ 04-7168-7160

New [e-Learning制]

詳しくは協会ウェブサイトをご覧ください。

2019年
5月

産業カウンセラー養成講座 e-Learning 制が全国で開講されます！

充実のカウンセリング実習はそのままに、Web + Live併用で、効率よく、
深く学べる学習スタイルです。

日本産業カウンセラー協会の社会貢献事業活動
働く人の悩みホットライン

03-5772-2183

月曜～土曜(祝日除く) 午後3時～午後8時

相談料
無料

アイシン精機(株) 連絡事項

外来工事安全作業実施要領を改定します



主な改正内容

安全帯を「墜落制止用器具」と改め、名称を「胴ベルト型」と「フルハーネス型」で統一する
高所作業
高所作業に使用する墜落制止用器具は「フルハーネス型」を原則とする
高さ5mを超える場所での作業は「フルハーネス型」使用を必須とする
高さ2m以上、5m未満の場所での作業は「胴ベルト型」の使用を認める
有資格業務の中に「フルハーネス型墜落制止用器具特別教育」を追記します
重量物
偏重心設備、もしくは移動中転倒の恐れがある設備には注意表示のラベルを貼り付ける
工事管理
工事管理基準を設け、作業危険度に応じてランク別で工事管理を実施する
工事責任者の資格要件として、「ステップアップ研修」の修了者である旨を規程化する
但し、施行は2019年1月から、運用開始は2021年1月からとする

1-2 墜落制止用器具の使用

フルハーネス型墜落制止用器具特別教育について

労働安全衛生法 第五十九条 3項

事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない

＜特別の教育受講と任命＞

- 各社で教育を行い、修了者に対し業務実施のための任命を行う
- 教育実施機関で教育受講した結果を事業者が認め、修了者に対し業務実施のための任命を行う

主な教育実施機関

- 建設業労働災害防止協会
- 各地の労働基準協会
- 中小建設業特別教育協会など

現在、「フルハーネス型墜落制止用器具特別教育」の受講については大変混み合っている状況です

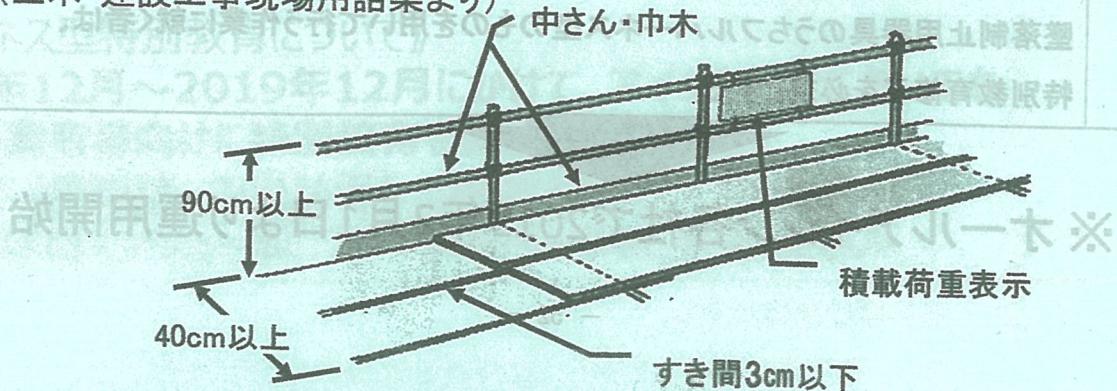
受講に困った際はこちらまでご連絡ください
アイシン精機(株) 安全衛生環境部 安全グループ 中西、井上まで
電話番号 0566-24-8854

オールアイシン 冬季外来工事安全環境講習会

＜作業床の定義＞

足場の作業床、機械の点検台などの作業のために設けられた床をいう。安衛則では、建設途上のビルの床部、屋上、橋梁の床版などの平面的な広がりを持った建設物などの部分で、通常その部分で労働者が作業することが予測されているものについても作業床とし、その上からの労働者の墜落を防止するための措置を定めている。すなわち、地上からの高さが2m以上となっている作業床の端、開口部などであって、労働者が墜落する恐れがある箇所には囲い、手摺、覆いなどえお設けなければならないとなっている。

(土木・建設工事現場用語集より)



1-7-1 高所作業ルール順守の徹底



2m以上の作業は
高所作業です。

高所作業においてのルール違反
安全帯未使用、ヘルメット未着用等

違反者は

- ・「短い時間だから」
- ・「ついうっかり」
- ・「ちょっとした移動だから」

この油断が災害を発生させます

高所作業時の重要ポイント

墜落時保護用
のヘルメットを
使用すること
※あごひもはしっかり
掛けること



高所作業中の垂れ幕を誰
もが見える位置に掲示

使用前に損傷が
ないことをチェック
すること

フックをかける場所
の強度等を必ず
確認すること

安全帯が使用できる環境
を整えること



出来るだけ高い位置にフックをかけること
※落下距離が短くなり、落下時の衝撃
の緩和につながります

高所作業中

1-6 墜落制止用器具について

＜オールアイシンとして、今後の取り組み＞

オールアイシン共通基準

※11/5オールアイシン外来工事分科会で決定

1	安全帯を「墜落制止用器具」と改め、名称を「胴ベルト型」と「フルハーネス型」で統一する
2	高所作業に使用する墜落制止用器具は「フルハーネス型」を原則とする
3	高さ5mを超える場所での作業は「フルハーネス型」使用を必須とする
4	高さ2m以上、5m未満の場所での作業は「胴ベルト型」の使用を認める
5	高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に就く者は、特別教育修了を必須とする

※オールアイシン各社で2019年2月1日より運用開始

1-3 墜落制止用器具について

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」 を使用することが原則となります

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となります。フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は「胴ベルト型(一本つり)」を使用できます。

但し、胴ベルト型が使用可能な高さの目安は、建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件を想定すると、5m以下とすべきであること。

これよりも高い箇所で作業を行う場合は、フルハーネス型を使用すること。

3. 「安全衛生特別教育」が必要です

新たに追加された特別教育「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)

教育時間：学科4.5H 実技1.5H

オールアイシン安全衛生研究会



フルハーネス型の適用について



アイシンAWでは下記内容に基づき外来工事におけるハーネス型安全帯の適用を進めます。

《5m以上の高所作業》

・**2019年2月1日より、フルハーネス型の使用を必須とします**

《2m以上5m未満の高所作業》

・**2019年冬期連休より、フルハーネス型の使用必須を検討しています**

《フルハーネス型特別教育について》

・**2018年12月～2019年12月にかけて、アイシンAWにおいても
外来工事業者様向けに特別教育を開催していきます。**

外部機関（建災防、中災防等）の教育と併せてご活用ください。

※上記の詳細スケジュールについては次ページをご参照ください

フルハーネス型適用スケジュールについて



冬期連休初日
(2019年12月)

2019年2月1日

項目	2018			2019									2020		
	11	12	1	2	3	4	5	…	11	12	1	2	3		
工事実施要領改訂				○	2019年1月末改訂予定										
5m以上の高所				原則 フルハーネス型	フルハーネス型必須										
2m以上～5m未満の高所					原則フルハーネス型									フルハーネス型必須 検討中	
フルハーネス型特別教育 (アイシンAW)					毎月定期的に実施予定										

弊社で実施するフルハーネス型特別教育については、別途ACTIVE21に情報を掲載しますのでご確認いただきますようお願いいたします。

業務案内

平成30年1月

講習会プログラム (法定特別教育)	研修会科目 (2~7時間)	講演会テーマ (60~120分)
雇入時安全教育 安全衛生規則 第35条	現場監督者研修 (法律ルール、ビジネスルール)	ほめさがしは経営力の源 アラサがし、問題さがし、犯人さがし…
職長・安全衛生責任者教育 安、衛、法 59条 60条	危険予知、リスクアセスメント (1対29対300の法則、OSH-MS)	リーダーシップと影響力 PMリーダー理論、ブレイクスルー思考
職長能力向上教育 法、基発第39号 平成3年	事業主法令順守研修 (法令、指導から書類送検)	みんなでつくる安心、安全、信頼職場 互助会、協力会のあるべき姿
・自由研削砥石作業 ・丸のこ取扱作業	コミュニケーションの開拓 (立場、年代、価値観の差)	健康な心と体で安全作業 目指すは笑顔の無災害 中災防 平成30年 年間標語
・振動工具取扱作業 ・低圧電気取扱作業	協力会社の義務と責任 (負け組と価値観の違い)	安全大会開催のお祝いと応援 倒産、書類送検の予防
・高圧電気取扱作業 ・高所作業車(10m未満)	安全パトロールの効果 (失敗例、成功例)	会社の安全、健康診断 事例報告
・有機溶剤取扱作業 ・酸欠安全教育	ついらく、転落事故の予防 (フルハーネス安全帯の活用)	負け組と価値組の会社 承認、選択、応援のコーチング
・ダイオキシン類作業者 ・石綿、解体、設備作業者	安全衛生協議会の設立と運営 (互助会、協力会のレベルアップ)	危険予知、リスクアセスメントの効果 右脳と左脳の活用
・粉じん 作業従事者 ・足場等作業者教育	安全管理計画書の作成 (安全委員、役員会の使命)	メンタル、ストレスチェックの目的と手段 健康管理は自己責任
・フォークリフト有資格者用 ・移動式クレーン、有資格者用	交通災害の予防行動 (性格自己診断、安全行動宣言)	交通安全の取り組み方 DVD研修 スマホながら運転事故分析 会社、個人の事例

安全教育、安全衛生の会員登録
会員登録の会員登録の会員登録

みんなでつくる 安心・安全・信頼職場
職場に人の和、無災害の輪 みんなでやろうほめ探し
職長教育、交通災害予防研修、KYリーダー研修
法定特別教育、リスクアセスメント実習、メンタルトレーニング

〒521-0022 山梨県富士吉田市
TEL(0567)52-3755・FAX(0567)52-3757
携帯電話090-3256-2178
E-mail:t-anzen@abelia.ocn.ne.jp

T-487



中小企業安全衛生指導員
RST・CFTトレーナー
職場カウンセラー

交通事故・全般
行けるかではいい
安全教育一覧
(株)辻安全サービスセンター

所長 辻 宏夫

ご安全に

安全衛生協議会

安全コンサルタントの仕事

社 合

会員懇親会

1. 事故、災害が起きない様 予防する支援。

会〇〇

※ 「会社」の安全管理、組織、チームづくりの役割を整える。

※ 「投資」の安全活動の計画を作成する。(年間、月間、週間)

※ 「信用」の経営理念、方針、計画を社員、取引先、監督署に伝える。

2. カイゼンを続ける指導、利益を増やす仕組み。

※ 受注競争に勝つ総合営業能力。人づくり、組織づくりの指導。

※ 安全、安心品質のレベルアップ。技術者レベル、意識、知識、行動力。

※ 信用力のレベルアップ。社員教育、幹部共育、外部業者もカイゼン指導。

3. 災害が起きた時。社長、現場監督が前科一犯にならない様 やるべきことをやる責任。

法令順守

コンプライアンス

社会的責任

CSR

人命尊重

社外会社

※ 安全配慮

経営理念

安全教育

※ 安全管理組織

安全活動計画

※ 人間観理

安全

活動の目的、目標

目的

人命尊重

法令順守

社会的責任

(P)

安全教育

安全配慮

経営理念

目標

無事故

安全管理組織

年間活動計画

(T)

無災害をめざす

仕組みづくり

信頼性向上

安全文化

・「安全」は下請けでない。安全の下請けはいらない。

・安全は自主、自律、協力が「会社」の基礎。自社(自己)責任。

・安全巡視(パトロール)は「応援」「責任」「信頼」の為に行う。

※働く人を応援する為、安全の確認、カイゼンの指導、研修

※会社の責任を果たす為、ルール順守の確認、記録の保存

※取引先の信用、信頼を増やす為、安全作業の記録、提案

名称

目的

1. 親睦会

○○会

※法律的には非公式名

人の和を大切にして 人間関係を保ち、
情報交換を行い、仕事の能率を上げる。

2. 安全衛生委員会(安衛法 用語)

※労働者50人以上の会社は 委員の選任。
署への届出。委員会の毎月1回以上の開催。
記録の保存が義務。(安衛法)

組織的に 定期的に継続的に開催する。

3原則の理念

1. 事故、災害 ゼロをめざす。
2. 全員参加で達成する。
3. 危険先取りの安全活動

3. 安全衛生協力会

協力会のルール。規約は親会社と
相談の上、決める。監督署への
届出義務不要。

協力会社が組織的に運営して

会長、役員を中心と自主的に安全活動の
年間計画、実行計画、評価、カイゼン活動
を行う。

4. 安全衛生協議会

協議会のルール。規約は協力会の
役員と相談の上、決める。

現会社の社長又は 役員が中心となり
現会社指導の元、安全衛生計画の
PDCAを推進する。

工事内容、規模により 作業現場内に協議会
を設置する。

工事の元請が 中心となって進める。

5. 中央安全衛生委員会

- ・本社の安全活動 P.D.C.Aを行う。
- ・現地の安全活動を 応援する。
- ・全社の安全管理・安全指導を行う。

支店・営業所・工場が他地域にある場合
現地安全衛生委員会と協同して
安全管理・安全指導を行う。

6. ブロック別・業種別の会

連合会・協同組合・工業会
物流部会・作業部会・匠の会
職長会・青年部・クラブ活動

安全衛生活動の目的、目標を共有する
集合体。 自主的方針、ルールに添って
組織的に安全活動、教育の計画を
立てて推進する。

何をやるか！ より
なぜやるのか！ を理解する。
意味と価値が結果にでる

(株)辻安全サービスセンター
〒490-1402
愛知県弥富市五斗山2-8-1
TEL 0567-52-3755
FAX 0567-52-3757

安全顧問の業務 (コンサルタント)

外注業者応援業務		社内指導業務		社外支援業務	
1	安全衛生協力会の設立	1	安全衛生委員会の設立	1	取引先 安全協力会に出席
2	安全衛生運営と活用	2	安全衛生運営と活用	2	安全大会に出席
3	年間活動計画の作成	3	安全管理計画の作成	3	安全パトロール参加
4	事業主研修会	4	安全パトロール参加	4	安全コンサル契約書作成
5	安全パトロールの参加	5	管理者リーダー研修	5	行政機関との相談
6	(法定) 雇入時安全衛生教育	6	新入社員安全教育		
7	(法定) 職長・安全衛生責任者教育	7	(法定) 雇入時安全衛生教育		
8	(法定) 職長能力向上教育	8	(法定) 職長・安全衛生責任者教育		
9	安全大会企画・開催	9	(法定) 安全衛生責任者教育		
10	安全衛生法・規則 安全特別教育(法定)	10	安全衛生法・規則 安全特別教育(法定)		
11	事故発生時の対応支援	11	再発防止対策の指導		

みんなでつくるう 安心・安全・信頼職場
 職場に人の和、無災害の輪 みんなでやろうほめ探し
 職長教育、交通災害予防研修、KYリーダー研修
 法定特別教育、リスクアセスメント実習、メンタルトレーニング

安全協議会の設立・計画・運営の指導
 社員研修・安全教育・安全大会の指導
 駿河安全サービスセンター
 代表取締役社長 辻 太朗
 所長 辻 宏夫

〒490-1402
 愛知県弥富市五斗山 2-8-1
 TEL 0567-52-3755
 FAX 0567-52-3757
 E-mail : t-anzen@abelia.ocn.ne.jp

T-8-5(山形市富士見町) 0567-52-3755
 FAX 0567-52-3756
 E-mail : t-anzen@abelia.ocn.ne.jp

夫・妻・女・男
ご安全に

フルハーネス型『墜落制止用器具』

学科 安全特別教育のご案内

(安全衛生規則36条)

日 時
場 所

年 月 日 時 ~ 時

TEL ()

受 講 料

¥ (安全衛生協議会より補助￥)

(消費税、テキスト修了証含む)

振込先

修了証

受講後 15日以内にお届け致します

事業主の確認

受付時に本人確認(免許証)をします。

外国籍の人は就労ビザのコピーを添付して下さい。

A

足場作業、安全特別教育修了証

B

職長・安全衛生責任者修了証

C

豊田マネジメント「高所、感電」修了証

申込書

年 月 日

フリガナ 名前	生年月日	会社名	TEL	業種	修了証 経験年数
	S. H.				A B C 年
	S. H.				A B C 年
	S. H.				A B C 年
	S. H.				A B C 年
	S. H.				A B C 年

* ハーネス型の実技教育指導は事業主の責任で行います(安衛法59条)

フルハーネス型安全帯で いっそうの安全作業を!

フルハーネス型安全帯使用作業 特別教育カリキュラム対応DVD

安衛則一部改正により、
高さ2メートル以上の箇所であって
作業床を設けることが困難なところにおいて、
墜落制止用器具のうち
フルハーネス型のものを使用する作業は、
特別教育の対象となります。
(ロープ高所作業に係る業務を除く)

DVDはどんな内容になるか心配の皆さん!
DVDは実演、実験等の映像で
特別教育カリキュラムを
キチンと押さえています!

フルハーネス型安全帯使用作業特別教育カリキュラム

科目	範囲	DVD収録内容
学科教育	作業に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> 作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 作業に用いる設備の点検及び整備の方法 作業の方法
	墜落制止用器具 (フルハーネス型のものに限る。以下同じ) に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> 墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 墜落制止用器具の点検及び整備の方法 墜落制止用器具の関連器具の使用方法
	労働災害の防止に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> 墜落による労働災害の防止のための措置 落下物による危険防止のための措置 感電防止のための措置 保護帽の使用方法及び保守点検の方法 事故発生時の措置 その他作業に伴う災害及びその防止方法
	関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項
実技教育	墜落制止用器具の使用方法等	<ul style="list-style-type: none"> 墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 墜落による労働災害防止のための措置 墜落制止用器具の点検及び整備の方法

PV 581	時間 DVD 約25分	価格 48,000円 (消費税別・送料込)	制作・著作・総発売元: 株式会社 プラネックス	視聴対象者	協力会社	職長	作業員
--------	-------------	--------------------------	----------------------------	-------	------	----	-----

フルハーネス型『墜落制止用器具』 作業の安全特別教育

○プロは安全帯を正しく使用する意味と価値を知っている
×素人は安全特別教育を受けこなす

安全特別教育の目的

- ① 墜落死亡事故をゼロにする
- ② 自分の意志で自分の安全を守る（着用から使用者）
- ③ 法令順守、有資格者が作業する建設現場

I 作業に関する知識

1. 作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法
2. 作業に用いる設備の点検及び整備の方法
- 〈取付設備〉

II 墜落制止用器具に関する知識

1. 墜落制止用器具のランヤードの種類及び構造
2. 墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法
3. 墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法
4. 墜落制止用器具の点検及び整備の方法
5. 墜落制止用器具の関連器具の使用方法

III 労働災害の防止に関する知識

1. 墜落による労働災害の防止のための措置
2. 落下物による危険防止のための措置
3. 感電防止のための措置
4. 保護帽の使用方法及び保守点検の方法
5. 事故発生時の措置

- ※ 着用 \Rightarrow 安全帯を腰に着けている状態
※ 使用 \Rightarrow 安全帯を正しく使用している状態

IV 関係法令

- 安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項

安全帯の未着用、未使用、使用者の状況

	着用者	○使用者	未使用者	未着用者
大手ゼネコン	100%	60%	40%	0%
サブコン	60%	30%	30%	40%
地場コン	50%	10%	90%	50%
中・小 建設会社	40%	5%	95%	60%
工務店	%	%	%	%

※ このデータは、㈱辻安全サービスセンターが作成
安全パトロール、安全協議会等で収集した状況の目安です。

経営者と労働者の信頼

経営者 —— 社長、中小事業主、一人親方

使用者 —— 支店長、所長、工場長

労働者 —— 毎月決まった日に、決められた給料を受取る人

経営者は 法律を 知る義務がある。
経営者は 法律を 守る義務がある。
経営者は 法律を 守らせる義務がある。

※ 労働基準法 —— 昭和22年施行、労働者を雇用し守る基準

※ 労働安全衛生法 —— 昭和47年施行、労働者の安全と健康を守る法律

※ 労働安全衛生規則 —— 昭和47年施行、仕事上の規則、ルール、資格、

※ 労働配慮義務 —— 経営者、使用者は労働者の安全と健康を守り

予知、予測される被害から労働者を守る義務がある

※ 建設業法 —— 元請会社の社長、支店長、所長、現場担当者は

作業中の下請会社社員の安全と健康を守り

法令順守の監督、指導を行う責任がある

労働者は 法律を知り、守る責任がある

労働者は 会社の規則、ルールを守る責任がある

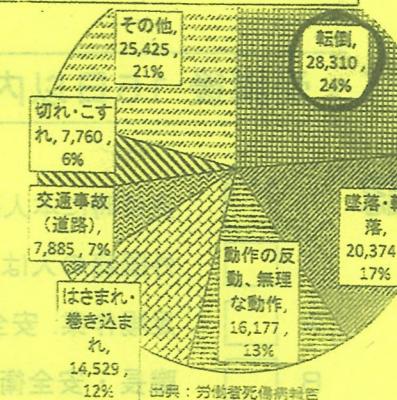
労働者は 自分の安全と健康を守る義務と権利がある

ご安全に

㈱辻安全サービスセンター

安全文化

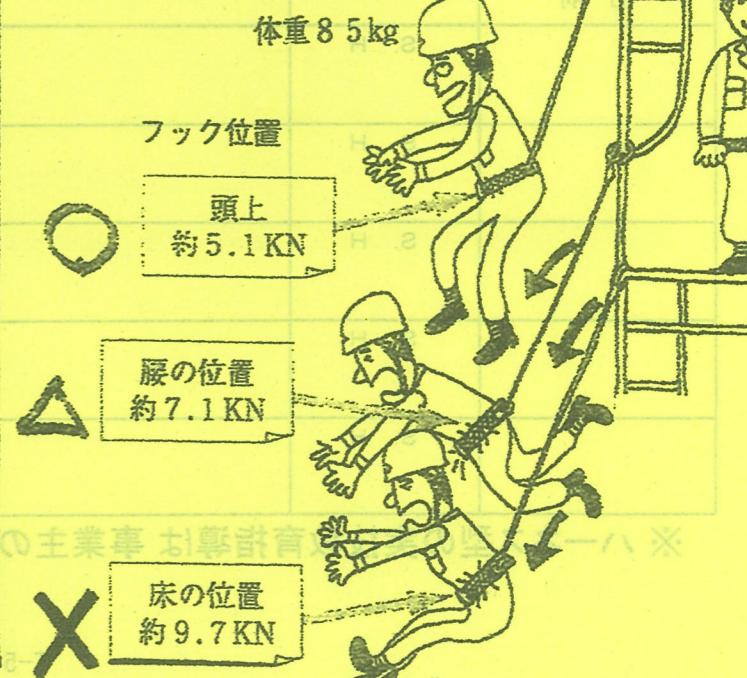
休業4日以上の死傷災害



ショックテスト

安全帯の強度試験結果

安全帯の衝撃吸収性能 8 KN以下



安心・安全はすべての作業に優先する

ビジネスのルール	人間のルール	法律のルール
競争と協力	建前と本音	基準と運用
利益・社会貢献第一	約束を守る	労働基準法
品質・スピード第二	自分を守る＝家族を守る	労働安全衛生法 昭和22年基準 ※第1条～第123条
信頼・報告・連絡・相談	他人を守る＝ルールを守る	労働安全衛生規則 昭和47年
安全・人命尊重(ヒューマン)	会社を守る＝法律を守る	安・衛・法 第3条(要約) 事業主の責任。労働者の安全と健康を守る
取引先の欲求を満たす	基礎知識＝学力・知識力	国が安全計画協力する。外注業者への安全配慮義務
ニーズ＝要求	専門知識＝経験・専門性	安・衛・法 第4条(要約) 労働者の義務。事業主の労災防止の措置に協力する。
シーズ＝希望	応用能力＝経験・創造力	安・衛・法 第59条・60条(要約) 雇入時の安全特別教育の義務
ウォンツ＝願望	変化に対する適応力。	安・衛・法 第28条の2 平成18年 事業者の行うべき調査。作業の危険性・有害性の調査と 労災予防の措置 (リスクアセスメント)

注文する人すべての責任です (外注工事業務) (次下請へつづく下請へつづく)

T-215

① 注文者(社)の講ずべき措置義務
労働安全衛生法 第31条 119条」

注文者(社)は仕事を行う請負人(外注工事業務)の労働者の災害を防止する為、必要な措置を講じなければならない。

目的	安全	活動の目的、目標
労働安全衛生法で定める責任	労働	労働の実現
労働者の就労にあたって 労働安全衛生法で定める責任	労働	労働の実現
労働者の災害を防止する為、必要な措置を講じなければならない。	労働	労働の実現
職長、安全衛生責任者教育 雇入時 安全衛生教育 健康診断、健康状態 法定資格の取得、確認	労働	労働の実現
方法	目標	目的
(T)	無事故	人命尊重
(P)	安全教育	法令順守
(R)	信償必罰	安全管理組織
		年間活動計画
		経営理念

考える人づくり	自主・自律基準	行政、業界への参加
資源の活用	主力取引ルール	取引先・地域活動の協力
人・技術・設備	応用力技術	社員・家族のライフワーク支援

安全文化

命の身体は自分で守る 常識、習慣。(SI)

「安全」は下請けでない。安全の下請けはいらない。

安全は自主・自律・協力が「会社」の基礎。自社(自己)責任。

安全巡視(パトロール)は「応援」「責任」「信頼」の為に行う。

自分の意志で行動する人。安全人間。



株式会社
辻安全サービスセンター
〒490-1402 愛知県弥富市五斗山2-8-1
TEL(0567)52-3755 FAX(0567)52-3757

Human Potential Movement

安全協議会のブランド登録
安全用品・保護具・機器・防火機材の開発

プロの条件

業に必要な資格がある

資格は許可証である

実力は資格

意識・知識・実行力

人間のルール

会社のルール
法律のルール

時間の約束

安全行動の約束
連絡の約束

ルールを守る人

プロの職人

- お客様に喜ばれる仕事
- 取引先に信頼される仕事
- 自分に責任と誇りのもてる仕事

⑥

安全衛生特別教育(法定講習) 安全衛生協力会

社団法人の
研修費

国の法律

発注者 元請のルール

オールトヨタのルール

資格名称	研修対象者	時間	研修費	厚労省・国交省・県・市町村・公社	スーパーゼネコン 5社	トヨタ自動車安全衛生協力会
職長・安全衛生責任者	作業現場の安全リーダー	14H	¥15,000 ¥20,000	<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法 1947年 ・労働安全衛生法 1972年 ・労働安全衛生規則 1972年 	<ul style="list-style-type: none"> ・電力、ガス、水道、電話、道路 ・県、市、町、村、NPO ・住宅メーカー、地元建築、土木会社 ・設計会社、不動産会社 	<ul style="list-style-type: none"> ・豊田安全衛生マネジメント㈱ ・オールトヨタ グループ14社
職長・再教育	危険予知、リスクアセスメントの推進	7H	¥10,000			
安全衛生責任者	元請業者間の連絡・調整する人	7H	¥9,000 ¥12,000			
雇入時・新入社員教育	新入社員・中途入社・パート契約社員	6H	¥10,000 ¥13,000	<ul style="list-style-type: none"> ・安衛法 3条(事業主の義務と責任) ・安全と健康を守る教育・指導の義務 ・安衛法 59条 ・雇入時 安全衛生教育の義務と責任 ・安衛法 60条 ・職長・安全衛生責任者教育の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・職長・安全衛生責任者 ・安全衛生責任者 ・雇用管理責任者 ・主任技術者 ・作業主任者 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事責任者 講師 ・工事責任者 ・作業責任者 講師 ・作業責任者 ・高所・感電防止 講師 ・高所感電 研修
足場の組立等 特別教育	立ち馬、ローリングタワー足場作業者	6H	¥9,000			
丸ノコ安全作業教育	型枠・大工・ダクト・水道・内装業	4H	¥7,000 ¥9,000			
自由研削といし教育	ジスクグラインダー・カッター・取扱者	6H	¥9,000 ¥12,000	<ul style="list-style-type: none"> ・安衛法 12条の2 <全業種> ・社員10人以上 49人未満の場合は安全衛生推進者を1名以上選任して、社員に知らせること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現場担当責任者 ・安全管理、監督、指導の責任 ・書類管理、作業手順指導の知識 ・労災事故発生時の処置能力 	<ul style="list-style-type: none"> ・低圧電気取扱者 教育 ・自由研削といし作業者 教育 ・アーク溶接作業者 教育 ・粉じん作業者 教育 ・振動工具取扱作業者 教育 ・有機溶剤業務作業者教育
粉じん作業者教育	(じん肺法)すべての作業者	6H	¥9,000 ¥12,000			
石綿取扱作業者教育	建築物の設備の解体・補修作業	6H	¥9,000 ¥12,000			
有機溶剤業務作業者教育	塗装・洗浄・防錆・作業者	6H	¥9,000 ¥12,000	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年4月1日 適用 安全衛生法改正(11項目) 3項目抜粋 ・過重労働による心と身体の災害予防 (健康配慮義務) ・リスクアセスメント導入の推進 ・危険原因の調査・分析・対策 ・安全衛生管理体制の充実 ・安全配慮義務の指導 ・労働安全衛生マネジメントシステム ・OSHMS ・COSHMS(コスマス) 	<ul style="list-style-type: none"> ・職長・安全衛生責任者研修 ・受講資格の社内ルール ・23才以上(現場経験者) ・研修テスト(70点以上 合格) ・T社の例(設備・空調等) ・現場に安全衛生責任者を配置する事。 ・S社の例 ・協力会社の送り出し安全教育を ・作業所所長は確認、指導。 ・S社の例 ・熱中症予防対策 ・作業所所長確認の後 ・必ず救急車を呼ぶこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 全豊田安全衛生研究会 オールトヨタ 14社 (株)豊田自動織機 愛知製鋼(株) 豊田工機(株) トヨタ車体(株) 豊田通商(株) アイシン精機(株) (株)デンソー 豊田紡績(株) (株)豊田中央研究所 関東自動車工業(株) 豊田合成(株) 日野自動車(株) ダイハツ工業(株) トヨタ自動車安全衛生協力会
酸欠予防教育	ピット内・タンク内・解体・土木作業	4H	¥9,000 ¥12,000			
低圧電気取扱者教育	100V～6600Vにかかる作業	6H	¥9,000 ¥12,000			
高所作業車(10m未満)教育	高さ10m未満の機種を使う人	6H	¥9,000 ¥15,000			
ワインチ作業者教育	制限荷重5t未満の操作(ワインチ)	6H	¥9,000 ¥12,000	<ul style="list-style-type: none"> ・過重労働による心と身体の災害予防 (健康配慮義務) ・リスクアセスメント導入の推進 ・危険原因の調査・分析・対策 ・安全衛生管理体制の充実 ・安全配慮義務の指導 ・労働安全衛生マネジメントシステム ・OSHMS ・COSHMS(コスマス) 	<ul style="list-style-type: none"> ・協力会社の送り出し安全教育を ・作業所所長は確認、指導。 ・S社の例 ・熱中症予防対策 ・作業所所長確認の後 ・必ず救急車を呼ぶこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 全豊田安全衛生研究会 オールトヨタ 14社 (株)豊田自動織機 愛知製鋼(株) 豊田工機(株) トヨタ車体(株) 豊田通商(株) アイシン精機(株) (株)デンソー 豊田紡績(株) (株)豊田中央研究所 関東自動車工業(株) 豊田合成(株) 日野自動車(株) ダイハツ工業(株) トヨタ自動車安全衛生協力会
振動工具取扱作業者教育	回転体、打撃作業、研磨、切断作業車	4H	¥7,000			
管理・監督者安全教育	現場担当 3年以上の経験者	4H	¥10,000			
メンタルヘルス研修	コミュニケーション、ストレス予防	4H	¥10,000			
交通事故予防研修	追突、出会い頭、自損事故の予防	4H	¥6,000			

※ 研修科目、プログラム作成、企画、運営、講師紹介等 ご相談ください。